

千葉市と植草学園大学、敬愛短期大学、淑徳大学、千葉経済大学短期大学部
及び千葉明德短期大学との保育の未来を共につくる相互連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と、植草学園大学、敬愛短期大学、淑徳大学、千葉経済
大学短期大学部及び千葉明德短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下
「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、保育士養成を担う市内の大学と短期大学が一体となり、千葉市と相互
に連携しながら専門的な資源等を活用して地域の子ども・子育て環境の向上に取り組み
「こどもまんなか社会」の実現にも貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 保育人材の育成及び確保に関すること。
- (2) 保育の質の向上及び保育の課題解決のための知的資源、人的資源及び物的資源の活
用に関すること。
- (3) 子育て支援を通じた地域社会との交流に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（協議事項）

第3条 連携細目等の具体的事項については、甲と乙の協議によって定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た秘密事項については、協定の
有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認
する。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、協定の
有効期間満了の日から2か月前までに甲・乙のいずれからも申し出のないときは、さら
に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書6通を作成し、甲と乙が署名の上、甲と乙が各自1
通を保有する。

令和8年5月14日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市

千葉市長 神谷俊一

乙 千葉市若葉区小倉町1639番3
植草学園大学

学長 桑名俊一

千葉市稲毛区穴川1丁目5番21号
敬愛短期大学

学長 中山亨夫

千葉市中央区大巖寺町200番
淑徳大学

学長 山口光治

千葉市稲毛区轟町3丁目59番5号
千葉経済大学短期大学部

学長 佐々間勝高

千葉市中央区南生実町1412番
千葉明德短期大学

学長 由田新